

教高指第1781号
令和2年12月23日

各県立高等学校長 }
県立伊奈学園中学校長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

県立高校における感染防止対策について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

現在、県内においても感染者数が増加の傾向にあり、年末年始における感染拡大の防止が喫緊の課題となっているところです。

令和2年12月23日開催の新型コロナウイルス対策本部会議において、別添1「県立高校における感染防止対策」が決定されましたので、下記のとおり対応願います。

記

1 登下校時の3密の回避について

- (1) 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、生徒の通学方法等、学校の実情に応じて、冬季休業明けから令和3年1月15日（金）まで、始業時刻の繰り下げを行うこと。
- (2) 上記（1）を実施した場合、必要に応じて短縮授業を行うこと。

2 部活動の原則中止について

- (1) 冬季休業開始日から令和3年1月17日（日）までの活動は、中止すること。
- (2) 対外運動競技大会等に出場する場合は、別添2の令和2年12月2日付け教保体第968号「学校における感染防止対策について（通知）」を参照すること。

3 飛沫感染防止対策の再徹底について

学校における感染防止対策については、別添3の令和2年12月9日付け教保体第999-1号「学校における感染防止対策の更なる徹底について（通知）」を参照し、感染防止対策を改めて徹底すること。特に、次の（1）、（2）には留意し、改めて注意を喚起すること。

- (1) 合唱時にはマスクを着用するとともに、身体的距離を確保し、向かい合う配置は避けること。
- (2) 食事中の大きな声での会話を控えるよう指導すること。

○1、2（文化部）に関すること

担当 高校教育指導課 教育課程担当

電話 048-830-7391

○2（運動部）に関すること

担当 保健体育課 学校体育担当

電話 048-830-6947

○3に関すること

担当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電話 048-830-6963